

## 令和7年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和7年11月27日（木）  
午後1時45分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会  
会議室（センタープラザ18階南）



令和7年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和7年11月27日(木)午後1時45分～午後2時30分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 10名

(1) 出席者(2名)

理事長 岡田康裕 (加古川市長)

専務理事 野倉加奈美

(2) 書面出席(8名)

副理事長 越田謙治郎 (川西市長)

理事 高橋晴彦 (加西市長) (代理) 市民部長 藤本浩明

清元秀泰 (姫路市長) (代理) 保健医療部長 黒坂勝範

酒井隆明 (丹波篠山市長) (代理) 保健福祉部次長 畑岡恭子

戸田敦大 (淡路市長) (代理) 健康福祉部次長 細川量子

河野勝雄 (兵庫県食品国保組合理事長) (代理) 専務理事 寺田利樹

松本眞 (尼崎市長)

西村銀三 (新温泉町長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(7名)

事務局長 入江健介 総務部長 松本嘉弘

審査部長 宮崎勝也 保険者支援部長 山中理恵

総務課長 藤川雅信 財務課長 橋本陽子

職員課長 竹正樹

## 5 議 事

### (1) 議決事項

議案第9号 兵庫県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程  
の制定について

### (2) 協議事項

ア 令和8年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について

イ 審査支払手数料等について

ウ 令和8年度県予算編成に係る要望について

## 6 会議の概要

開 会	藤川総務課長の司会により開会
開会あいさつ	岡田 康裕 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定により、岡田理事長が議長に選任された。 議長 岡田 康裕 理事長
出席者の報告	藤川総務課長から報告を行った。 出席者 2 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	岡田議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、野倉専務理事が指名された。 議事録署名人 野倉 加奈美 専務理事
議 事	入江事務局長から説明を行った。 ・議決事項 ( 1 件 ) 原案のとおり決定した。 ・協議事項 ( 3 件 ) 事務局の提案どおり進めることです承された。
閉 会	

## 7 議事

藤川総務課長

定刻前ではございますが、皆さまお揃いでございますので、ただ今より令和7年度第3回理事会を開会いたします。

岡田理事長

開会にあたりまして、理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

第3回の理事会ということでございますけれども、なにとぞよろしく願いいたします。

もう皆さん御存じのところだとは思いますが、国民健康保険を取り巻く環境につきましては、制度創設以来、国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献しているところではありますが、中高年齢者が多く加入し、一人当たり医療費が増加する一方で、被保険者の所得水準が低く、保険料の負担率が高いという構造的な問題に加え、少子高齢化の進展、被用者保険の適用拡大等に伴う被保険者数の減少や昨今の物価上昇の影響などがありまして、今後も安定的な運営が困難な状況が続くものと思っております。

先日11月14日には、国保が直面する諸課題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会が開催されまして、12の項目について決議をしております。

なかでも、国保総合システムは国保制度の基盤を支える重要なインフラでありまして、その開発や運用に当たっては保険者に追加的な財政負担が生じないよう必要となる国庫補助の確実な実現について要望しているところであります。

また、医療・介護DXの推進に当たりまして、健康保持・増進並びに医療費及び介護給付の適正化に向けて基盤の構築等に係る必要な国庫補助を要望しているところであります。

本日は、議案としまして「特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について」を提案いたします。

また、協議事項として、令和8年度の「本会の事業計画（案）」、「審査支払手数料等」、「県予算編成に係る要望」の3件を協議いたします。

限られた時間ではありますけれども、御審議、御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

藤川総務課長

ありがとうございました。

それでは、議長を選任いたします。

岡田議長

規約第32条第1項の規定により、岡田理事長にお願いいたします。

それでは、私の方で議長を務めさせていただきます。

議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず、本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

藤川総務課長

理事定数は11名でございます。

なお、庵途副理事長退任に伴い、欠員が1名ございます。

本日の出席者2名、書面出席8名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

岡田議長

事務局報告のとおり、規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により議長が指名することになっておりますので、野倉専務理事にお願いいたします。

野倉専務理事

はい。

岡田議長

それでは、議事に入ります。

まず、議決事項としまして、議案第9号「兵庫県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について」を提案いたします。

入江事務局長

事務局から説明をお願いします。

事務局長の入江でございます。

よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第9号をお願いいたします。

議案第9号「兵庫県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、関係規定について現状の表記との整合性を図るため及びe-Tax等による法定調書の提出が義務化されたことを踏まえ、所要の整備を行うため、この議案を提案するものでございます。

2ページをお願いします。

改正の概要でございますが、(1)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、規定の根拠としている項が変更になったため、現状の表記との整合性を図るため、(2)所得税法等並びに国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

省令の改正により、e-Tax等による法定調書の提出が義務化されたことに伴い、インターネットを用いての提出を可能とするためのもので、施行期日は令和7年11月27日で、1(1)の改正規定は、令和4年1月11日から適用するものでございます。

以上、議案第9号の説明を終わります。

岡田議長

議案第9号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【 な し 】

岡田議長

では、ないようですので、議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

【 異議なし 】

岡田議長

ありがとうございます。

異議なしの声をいただきましたので、規約第33条の規定によりまして、理事会議決事項として決定いたします。

次に、協議事項に移ります。

まず、資料1「令和8年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画(案)について」を協議いたします。

事務局に説明をお願いします。

入江事務局長

右上、資料1「令和8年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画(案)」についてをお願いします。

「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っています。

本格的な人口減少や超高齢社会が進行している中、国保においては、少子化や被用者保険の適用拡大による被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、介護給付費の増加による介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋を定め、将来にわたって社会保障制度を持続させるため、制度改革等が進められているところです。

また、国によるデジタル化の推進により、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく自治体システムの標準化など、保険者等への影響

も少なくない状況にあります。

国保連合会・国民健康保険中央会においては、医療 DX の推進に関する工程表に基づく「全国医療情報プラットフォーム」などの構築の一環として、予防接種事務デジタル化への対応や介護情報基盤の整備に取り組んでおり、基幹業務である診療報酬審査支払業務については、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理的な差異の解消やシステムの整合かつ効率的なあり方について、審査支払システムの共同開発の基本方針に沿ってシステム開発等が進められているところです。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、記載しております 3 本柱とした今年度からの 5 か年の計画であります第 7 次中期経営計画のもと、本会が令和 12 年にめざす姿に向かって、令和 8 年度の本会事業運営は、以下の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

「(1) 審査支払業務の充実・強化」、「(2) 保険者支援事業の充実・強化」、2 ページの「(3) 効率的な運営体制の確立」の 3 つでございます。

「2 主要事業の概要」まず、1 つ目の方針であります「(1) 審査支払業務の充実・強化」でございます。

診療報酬、各種療養費、介護給付費、障害者総合支援法関係業務の適正かつ効率的な審査、確実な支払に努めてまいります。

特に「(イ) 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充」として、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進めるとともに、審査精度の向上と事務の効率化に積極的に取り組んでまいります。

また、3 ページの「エ 各種費用の請求支払事務開始に向けた準備」といたしまして、国の進める全世代型社会保障の構築の一環で、予防接種費用等の請求支払事務のほか、母子保健に係る妊産婦健診等の費用についても受託に向けて体制の整備等準備を進めてまいります。

次に 2 つ目の方針であります「(2) 保険者支援事業の充実・強化」でございます。

「ア 共同事業等の積極的な推進」では、「(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務等の実施」といたしまして、医療費適正化や保険者事務の負担軽減を図るため、記載の各種事業を実施します。

また、特別調整交付金（結核・精神）の申請支援事業は、令和 8 年度以降も引き続き実施いたします。

「(イ) 市町村事務処理標準システム共同運用の実施」につきましては、参画いただいている6市町のうち、1市が令和8年1月から本稼働予定であり、他の5市町については、調整を行いながら、令和8年度も引き続き、本会がガバメントクラウド運用管理補助者となり、共同運用を実施する準備をすすめてまいります。

「(エ) 第三者求償」につきましては、保険者における求償事案発見を支援するため、損保会社へ傷病届等の作成・提出支援の覚書の趣旨・内容を周知するとともに、県と連携し、保険者の取組を支援してまいります。

4ページをお願いします。

特に、「(キ) 介護情報基盤のデータ等を活用した保険者支援実施に向けた取組」としまして、令和8年度から運用開始が予定されている介護情報基盤において蓄積されるデータ等を活用した保険者支援について、令和9年度以降本会において実施できるよう、関係機関と連携を図りながら保険者支援の検討等を行ってまいります。

「イ 保健事業等の積極的な展開」でございます。

「(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施」につきましては、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、専門家との連携による助言や支援を行ってまいります。

また、データ分析・評価に関する研修会や説明会の開催による保険者支援を予定しております。

「(ウ) データを活用した介護予防の取組支援の実施」につきましては、KDB補完システムの帳票出力機能及びデータ活用を促進するための操作研修会を実施してまいります。

5ページをお願いします。

3つ目の方針であります「(3) 効率的な運営体制の確立」でございます。

「ア 情報システムの効率化及び最適化」につきましては、国保中央会開発システムの導入・運用については、「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づき進められる国保中央会システムの開発・改修に適切に対応するとともに、現行システムの安定稼働に努め、連合会事務標準化の取組を見据えて本会外付けシステムの見直しを進めるなど、システムの最適化に取り組んでまいります。

「ウ 健全な財政運営の推進」につきましては、各種システムの更改経費等の財源確保について、引き続き国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請

を行ってまいりますとともに、引き続き良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し、健全な財政運営を目指してまいります。

以上で資料1の説明を終わります。

岡田議長

では、資料1の説明が終わりましたけれども、御意見、御質問はございますでしょうか。

【 な し 】

岡田議長

領いていただいておりますので、お諮りいたします。

資料1に基づきまして、令和8年度の事業を進めさせていただくということで御異議ございませんでしょうか。

【 異議なし 】

岡田議長

ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

次に資料2「審査支払手数料等について」を協議いたします。

事務局からお願いいたします。

入江事務局長

それでは、右上資料2「審査支払手数料等について」をお願いします。

この資料では、令和8年度の手数料等について御提示し、また、令和8年度から令和10年度の中期財政見通しについて御説明します。

「1 令和8年度の手数料等」のうち見直しを行うものについてです。

「(1) 負担金関係」「ア 保健事業負担金」は、令和5年度以降の国庫補助の補助率減少や、国保被保険者数の減少の影響による収入の減少が見込まれることから、必要経費の見直しなどを行っておりますが、財源不足に対応するため、被保険者一人当たりの単価を令和8年から10年度、20円74銭とします。

「(2) 国民健康保険事業関係・後期高齢者医療関係」「ア 療養費に係る手数料」につきましては、全ての申請を紙で処理しておりますので、人手を要する事務処理が多く、経費の多くをシステムへのデータエントリー等の委託費が占めている状況で、このたび、エントリー料等の引き上げ要請を受けていることから、必要経費が大幅に上昇しており、柔道整復師施術療養費を除く療養費の審査手数料を1件当たり税抜きで123円、柔道整復師施術療養費（福祉医療費含む。）の審査支払手数料を1件当たり税抜きで124円、いずれも適用開始時期は令和8年4月給付、支給決定分（令和8年3月審査分）からとします。

「イ 特定健診等データ管理・共同処理事業手数料」については、令和7年度に標準システムがクラウド化されたことに伴い、一元管理による全体経費

を抑える効果が期待されておりましたが、近年の物価高騰や人件費上昇に伴い、経費抑制効果を上回って、国保中央会へ支払う運用負担金などのシステム関係費用が増加しております。外付けシステムに係る運用の一部内製化など、経費見直しを行っておりますが、財源が不足しており、令和8年4月処理分から費用支払事務及びデータ管理手数料を、1件当たり税抜き223円、データ管理のみの手数を、1件当たり税抜き208円とします。

2ページをお願いします。

「(3) 介護保険事業関係」「ア 保険者事務共同処理手数料」「(ア) 処理料」について、令和8年度からの介護情報基盤の運用開始に伴い、主治医意見書作成料支払処理を標準システムで実施すること、医療機関への支払額通知方法を見直したことにより経費が下がる見込みとなったことから、処理料を年間取扱件数に応じ、記載のとおりとします。

「(イ) パンチ料」につきましては、請求書のエントリーに要する委託料の高騰に対応し、1件当たりの処理料を引き上げます。

「(4) 障害者総合支援関係」「ア 審査支払手数料」及び「イ 市町等事務共同処理手数料」について、国保中央会に支払う標準システム運用負担金が令和8年度から引き下げとなることに対応して、障害介護給付費、障害児給付費及び特例介護給付費の審査支払手数料を1件当たり税抜き116円とします。

以上が令和8年度に見直しを行う手数料となります。

それ以外の手数料等につきましては、「2 令和8年度手数料等(据置分)」として、参考資料として配付しております「令和8年度 本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」に記載しておりますので、のちほど御確認ください。

3ページをお願いします。

次に、「中期財政見通し」についてでございます。

本会の中期財政見通しは、今後3年間の収支をお示しするものとして作成しております。

(1) 策定にあたっての「主な前提条件」でございます。

「ア 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの更改」について。

「審査支払機能に関する改革工程表」につきましては、令和3年3月に厚生労働省、支払基金、国保中央会・連合会で策定し、現在、第二段階の対応である審査領域の共同利用について検討を進めておりますが、現時点では、審査領

域の共同利用に係る開発方針や経費が、協議中という状況でございます。

このため、概算の更改経費を用いて本会の負担額を算出して財政見通しに支出を計上いたしました。

なお、更改経費に大きな影響を及ぼす開発方針、開発範囲などが協議中という状況であり、今後、経費が大幅に変更となる場合がございます。

あわせて、このシステム更改にあたっては、開発に係るイニシャルコストやランニングコストを縮小するため、帳票や機能の整理のほか、非機能要件として、クラウドサービスの選定やデータベースの構成に関する見直し、全国の運用の平準化による保守の効率化などの議論も併せて行われておりますことを申し添えます。

「イ 歳入」及び「ウ 歳出」に係る前提条件につきましては、記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。

「(2) 収支見込」ですが、会計全体の収支状況については、令和8年度マイナス3億3,750万5千円、令和9年度はマイナス4億455万円、令和10年度はマイナス4億527万円となる見込みです。

会計ごとの内訳につきましては、表内の内訳を御参照願います。

「(3) 財源が不足する会計の対応」といたしまして、令和8年度の不足額は、経費節減に努めるとともに、各種積立金の活用及び前年度までの繰越金により対応します。

令和9年度以降の不足額については、令和7年度の収支状況を踏まえ、令和8年度に改めて提示します。

「(4) 診療報酬審査支払特別会計及び後期高齢者医療事業関係業務特別会計」、こちらの2つの特別会計につきましては、令和8年度の収支のマイナス額が大変大きくなっております。

これは、「(1) 主な前提条件」の「ア 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの更改」で御説明いたしました、国保総合システム開発負担金相当額に対応する財源確保のため、令和8年度から積立金支出を計上していることから、収支不足が大きくなっているものでございます。

この収支不足については、国保中央会システム運用負担金のうちのクラウド利用料に減価償却引当資産を充当することが特例的に認められていることから、この範囲で減価償却引当資産積立金を充当することで対応します。

なお、令和9年度以降の収支不足については、今後提示される国保総合シス

テムの開発経費の所要額や本会負担額を踏まえて、次年度の財政見通しに反映します。

5 ページをお願いします。

「(5) 会計別財政見通し」「ア 一般会計」についてです。

表中の歳入ですが、上段「会員負担金」、「KDB システム負担金」及び「保健事業負担金」は、令和 8 年度単価により収入を見込んでおります。

歳入下から 3 行目、「他会計繰入金」は、共通経費、退職給付引当資産への積立分の繰入です。

歳出ですが、主なものとして、3 行目の「投資的経費」として、表の欄外に記載しております令和 8 年度の情報系ネットワーク機器更改等、令和 9 年度の財務会計システム等の機器更改の経費、令和 10 年度の KDB システム端末及び外付けサーバ更改を見込んでいます。

表の歳出欄の「投資的経費」の下「積立金」は、減価償却引当資産、退職給付引当資産及び保健事業積立金への積立です。

表の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和 8 年度 36 万 6 千円、令和 9 年度 マイナス 524 万 5 千円、令和 10 年度 マイナス 766 万 7 千円を見込んでいます。

6 ページをお願いします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、各種手数料は、令和 8 年度単価により歳入額を見込んでおります。

歳出ですが、主なものとして、上から 3 行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております令和 8 年度、令和 9 年度は、業務ネットワークに関連する機器更改等の経費を、令和 10 年度は国保総合システムの外付け更改や、業務端末等の機器更改を見込んでおります。

表の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和 8 年度 マイナス 2 億 6,413 万 3 千円、令和 9 年度 マイナス 2 億 2,047 万 5 千円、令和 10 年度 マイナス 2 億 6,423 万 7 千円を見込んでいます。

7 ページから 10 ページには、介護保険、障害者総合支援、特定健診、後期高齢者医療の各業務の収支状況を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

11 ページをお願いいたします。

「4 令和 9 年度以降の負担金等の見通し」「(1) 会員負担金」「ア 必要

経費等」についてです。

「(ア) 歳出」の会員負担金を財源とする経費として、表中内訳のとおり、総会に関連する経費から広報関連経費外までの必要額が、令和8年度で3,610万7千円、これに対する財源として、「(イ) 歳入」ですが、項目の一番上、収入見込額に記載のとおり、令和8年度は3,173万5千円を見込んでおりますので、令和8年度不足額は437万2千円となる見込みです。

「イ 負担金単価見直しの方向性」ですが、令和8年度の不足額に対しては、前年度までの繰越金により対応し、令和9年度以降については、令和7年度の収支状況を踏まえ、令和8年度に改めて提示します。

「(2) 国保データベースシステム負担金」「ア 必要経費等」についてです。

「(ア) 歳出」の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和8年度で8,213万円を見込んでいます。

12ページをお願いします。

「(イ) 歳入」は、兵庫県からいただく負担金から諸収入等までの合計が、令和8年度で813万円を見込んでおります。

「(ウ) 負担金単価」は、歳出合計から歳入合計を差し引いた必要経費を、システムを利用いただける帳票数により按分し、被保険者数により一人当たり単価を算出しており、令和8年度は単価を据え置きとしました。

「イ 負担金単価見直しの方向性」でございますが、令和9年度以降については、令和7年度の収支状況を踏まえ、令和8年度に改めて提示します。

13ページをお願いします。

「(3) 特定健診等データ管理・共同処理手数料」「ア 必要経費等」についてです。

「(ア) 歳出」の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和8年度で1億1,821万2千円、令和9年度1億2,680万5千円、令和10年度1億7,643万6千円を見込んでいます。

「(イ) 歳入」は、その他手数料から諸収入等までの合計が、令和8年度で1,147万円、令和9年度1,140万9千円、令和10年度5,132万2千円を見込んでおります。

「(ウ) 手数料単価」ですが、令和8年度の手数料単価につきましては、先程説明しましたとおり、単価を見直しさせていただいております。

令和9年度、10年度については、必要経費の増加、取扱件数の減少が見込

まれております。

14 ページをお願いします。

「イ 手数料単価見直しの方向性」ですが、令和 9 年度以降の手数料単価については、物価高騰による委託費等経費が増加していることに加え、次期システム更改に向けた国保中央会への開発負担金支出及び令和 10 年度の業務端末更改経費に係る財源の確保のための ICT 積立資産の造成も予定していることから、収支不足が生じる見通しとなっております。

引き続き所要額を精査し、改めて令和 8 年度に提示させていただきます。

以上で資料 2 の説明を終わります。

岡田議長

では、資料 2 の内容につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

【 な し 】

岡田議長

ないようでございますので、お諮りさせていただきます。

資料 2 に基づいて、令和 8 年度の予算編成を進めさせていただくということで御異議ございませんでしょうか。

【 異議なし 】

岡田議長

それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、資料 3「令和 8 年度県予算編成に係る要望について」を協議いたします。

では、事務局からお願いいたします。

入江事務局長

それでは、右上資料 3「令和 8 年度 県予算編成に係る要望について(概要)」をお願いいたします。

令和 8 年度県予算編成に係る要望について、次のとおり実施する予定でございます。

「1 要望実施時期」でございますが、令和 7 年 12 月上旬を予定しております。

「2 要望先」でございますが、国保医療課長、高齢政策課長でございます。

「3 要望参加者」でございますが、本会専務理事、事務局長で対応いたします。

「4 要望事項」でございますが、「(1) 国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」、「(2) 介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

要望内容は、後程、説明させていただきます。

次のページは、要望書の表紙でございます。

1枚めくっていただきまして、「令和8年度県予算編成に係る要望」でございます。

内容を読み上げさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に極めて重要な役割を果たしている。

そうした中、国民健康保険団体連合会においては、複雑・高度化する診療報酬等の審査に適切に対応するため、審査担当職員のスキルの向上等による専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むことにより、適正かつ公平な審査の遂行に努めるとともに、迅速かつ的確な支払事務を実施している。

今後、審査支払事務の一層の充実を図っていくためには、ICTの活用等による効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要とされている。

また、介護保険については、要介護認定者及び利用者の増加や新規事業者の参入等により介護給付費が年々増加している。

国民健康保険団体連合会においては、介護給付費の審査支払業務をより一層、適正かつ公平に行うため事務の迅速化、合理化及び効率化に努めるとともに、介護保険関係業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を図り、指定業者に対する迅速かつ効果的な指導、適切な介護保険サービスの提供を確保し、介護保険制度の円滑な実施に資する必要がある。

県におかれては、このような国民健康保険事業及び介護保険事業の現状をご賢察のうえ、県民の健康の保持・増進と福祉の向上を図るという行政の立場から、令和8年度予算において特段の配慮をされるよう強く要望する。

令和7年12月、兵庫県国民健康保険団体連合会、理事長 岡田 康裕

次に、目次がございまして、2枚めくっていただきまして、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」でございます。

「診療報酬等の適正かつ円滑な審査支払を推進し、国民健康保険事業運営の健全化及び強化充実を図るため、国民健康保険診療報酬審査支払運営事業補助金及び国民健康保険団体連合会運営事業補助金により、引き続き財政支援を行うこと。」

本会では、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、基幹業務である国民健康保険診療報酬等の審査支払業務の強化充実を図っているところであり、国民健康保険診療報酬等の審査をより一層、適正かつ公平に行い、支払業務を迅速かつ的確に実施するため、引き続き財政支援を図られたい、としておりま

す。

次に、1枚めくっていただきますと、「介護保険事業に対する要望」でございます。

さらにもう1枚めくっていただきまして、最終ページ「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

「介護保険苦情処理業務に係る事務の適正かつ円滑な処理を維持するため、引き続き財政支援を図りたいこと。」

本会は、介護保険法に基づき、介護保険サービス利用者の権利擁護や適切な介護保険サービスの提供を確保するため、利用者等からの相談や苦情申立について、介護サービス事業者等に対する調査及び必要な指導・助言を行っており、また、これらを公正かつ適正に行うため介護サービス苦情処理委員会を設置する等、苦情処理業務を実施していますが、高齢化の進行により受給者数の増加が見込まれることに伴い、相談件数等の増加も想定されることから、体制の維持、継続が必要となります。

については、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務について、引き続き財政支援を図りたいとしております。

以上で資料3の説明を終わります。

岡田議長

では、資料3につきまして、何か御意見、御質問等はありませんか。

【 な し 】

岡田議長

ないようでございますので、資料3に基づいて、県への要望を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

【 異議なし 】

岡田議長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

藤川総務課長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第3回理事会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

岡田康裕

議事録署名人

野倉加奈美